

## 公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令（案）の概要

### **1 . 目的**

公認会計士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 99 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、改正法において、公認会計士及び監査法人に対する課徴金制度が創設されたことを受けて、公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令（以下「府令」という。）を新設するものである。

### **2 . 主な内容**

#### 1 . 課徴金納付命令

故意の虚偽又は不当の証明であって当該財務書類全体の信頼性に与える影響が比較的軽微であると認められる場合とは、財務書類に係る虚偽、錯誤又は脱漏により当該財務書類に記載される数値その他の内容の変化が軽微である場合とする（府令第 1 条第 1 項）。

相当の注意を怠った虚偽又は不当の証明であって、相当の注意を著しく怠った場合とは、公認会計士又は監査法人が実施した財務書類の監査又は証明が一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行に照らして著しく不十分であった場合とする（府令第 1 条第 2 項）。

#### 2 . 審判手続

改正法において、公認会計士及び監査法人に対する課徴金制度が創設され、審判手続が新設されることに伴い、改正法の委任により、審判手続開始決定書、審判調書その他の書面の記載事項、証拠の申出の方式、参考人審問の手続など、審判手続の細目について定める（府令第 2 章）。